

蓑種類

テ、ミノケ吹チラズ、

〔東大寺正倉院文書^{十五}〕尾張國天平六年正稅帳^{〇中}

田。蓑壹伯領 直稻伍拾束 ^{領別五把}

〔朝倉始末記^七〕金津溝江之館一揆等攻ル事

同^{〇天正}二月十日、河北一揆蜂起シ、思々ノ出立キラ、敷クハ无ケレ共珍敷コソ見エニケレ、

里方ノ一揆ハ、藥罐小鍋ヲ胃トシ、田蓑ヲ鎧ト引張テ、疲タル馬ニ荷鞍ヲ置^{〇下}

〔延喜式^六齋院〕三年一請雜物^{〇中}

蓑百十四領帖笠九十八枚 ^{馬蓑^{〇略}九十六領、駕女料、蠶蓑^{〇九十八領、帖笠^{〇九十八枚、與長已下料、請^{〇内藏}察^{〇一}}}}

〔延喜式^{十五}内藏〕諸國年料供進^{〇中}

檳榔馬蓑六十領同蠶蓑百廿領、

〔延喜式^{十二}監物〕年料所請馬蓑十領、菌笠十枚 ^{並官料登^{〇美}蓑^{〇八}領、}

〔延喜式^{三十六}主殿〕寮家年料^{〇中}

等美蓑廿五領

〔筆の靈^{前篇三}〕腰といふ言の付るは、腰ざし、腰蓑などあり、其腰蓑の状は、西行物語の畫十二類の

畫卷、また福富雙紙の畫などの中に見えたり、今獵師の著る物と同じくて、大方腰のほどにのみ

まとひ著たり、

〔筆の靈^{後篇六十九上}〕引出る畫は西行物語の中なるにて、其が腰に著たるは腰蓑なり、鷺の事に

蓑毛といふも、其が腰にかゝる状の毛あるを云なり、是を腰蓑と云は、腰のほどにのみ著る裳を

分て稱ふ時に、腰裳と云と同じ、腰裳は常の裳にくらぶれば、下の方ならず、腰蓑は下は常の蓑に

近くして、上の方無し、されど著る程の同じければ、名の様自ら同じきが如し、^{〇中}さて今は漁獵

略